

可児市景観条例の一部を改正する条例

可児市景観条例（平成20年可児市条例第42号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(景観形成重点地区)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 市長は、重点地区に次の事項を定めるものとする。</p> <p>(1) 法第8条第2項第2号の<u>良好な景観の形成に関する方針</u></p> <p>(2) 法第8条第2項第3号の<u>行為の制限に関する事項</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>4 (略)</p>	<p>(景観形成重点地区)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 市長は、重点地区に次の事項を定めるものとする。</p> <p>(1) 法第8条第2項第2号の<u>行為の制限に関する事項</u></p> <p>(2) 法第8条第3項の<u>良好な景観の形成に関する方針</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>4 (略)</p>
<p>(景観計画への適合)</p> <p>第9条 建築物の新築、増築、改築若しくは移転（以下「建築等」という。）又は工作物の新設を行う者は、当該建築物又は工作物を景観計画に適合させるよう努めるものとする。</p>	<p>(景観計画への適合)</p> <p>第9条 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、<u>外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え若しくは色彩の変更</u>（以下「建築等」という。）又は工作物の新設を行う者は、当該建築物又は工作物を景観計画に適合させるよう努めるものとする。</p> <p><u>2 重点地区内において、建築物の建築等又は工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え若しくは色彩の変更（以下「建設等」という。）を行う者は、当該建築物又は工作物を前条第3項に定める事項に適合させるよう努めるものとする。</u></p>
<p>(届出を要しない行為)</p> <p>第12条 法第16条第7項第11号に規定する条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p>	<p>(届出を要しない行為)</p> <p>第12条 法第16条第7項第11号に規定する条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p>

<p>(1) 建築等で、当該建築物に係る事業区域の面積（増築にあつては、増築後の面積）が1,000平方メートル未満及び当該建築物の高さ（増築にあつては、増築後の高さ）が10メートル以下のもの</p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>(指導、勧告、命令等の手続)</p> <p>第14条 市長は、建築物の建築等又は工作物の新設が景観計画に適合しない場合において、良好な景観の形成のために必要があると認めるときは、これらの行為を行おうとする者又は行った者に対し、必要な措置をとることを指導することができる。</p>	<p>(1) <u>建築物の建築等（次号に定めるものを除く。）</u>で、当該建築物に係る事業区域の面積（増築にあつては、増築後の面積）が1,000平方メートル未満及び当該建築物の高さ（増築にあつては、増築後の高さ）が10メートル以下のもの</p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、重点地区においては、次に掲げる行為について法第16条の規定による届出をしなければならない。</u></p> <p>(1) <u>前項第1号に規定する行為のうち、建築物の新築</u></p> <p>(2) <u>前項第1号に規定する行為のうち、建築物の増築、改築又は移転で、建築物の外観の変更に係る部分の外壁面積が当該建築物の総外壁面積の2分の1を超えるもの</u></p> <p>(3) <u>前項第3号に規定する行為のうち、工作物の外観の変更に係る部分の外壁面積が当該工作物の総外壁面積の2分の1を超えるもの</u></p> <p>(4) <u>前項第4号に規定する行為</u></p> <p>(指導、勧告、命令等の手続)</p> <p>第14条 市長は、建築物の建築等若しくは工作物の新設が景観計画に適合しない場合又は重点地区内における建築物の建築等若しくは工作物の建設等が第8条第3項に定める事項に適合しない場合において、良好な景観の形成のために必要があると認めるときは、これらの行為を行おうとする者又は行った者に対し、必要な措置をとることを指導することができる。</p>
---	---

附 則

1 この条例は、平成24年7月1日から施行する。

2 この条例の施行の際現に着手している行為については、なお従前の例による。